

交付税及び譲与税配付金特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○交付税及び譲与税配付金特別会計の目的

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付する地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、一般会計と整理区分するために設置された特別会計です。この会計は、特定の事業の収支を経理する特別会計とは異なり、地方交付税、地方特例交付金及び地方譲与税の配付や交付に関する経理を明確にするために設けられている特別会計です。

また、交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を明確にするため、当分の間、この会計で経理することとしています。

○交付税及び譲与税配付金特別会計が経理している内容

(1) 地方交付税交付金

地方交付税法等に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税収入（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税の全額等を原資として、地方団体へ交付

(2) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方公共団体に交付

(3) 地方譲与税譲与金

地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の全部又は一部を地方公共団体に譲与

※(1)～(3)については、[こちら](#)を参照下さい。

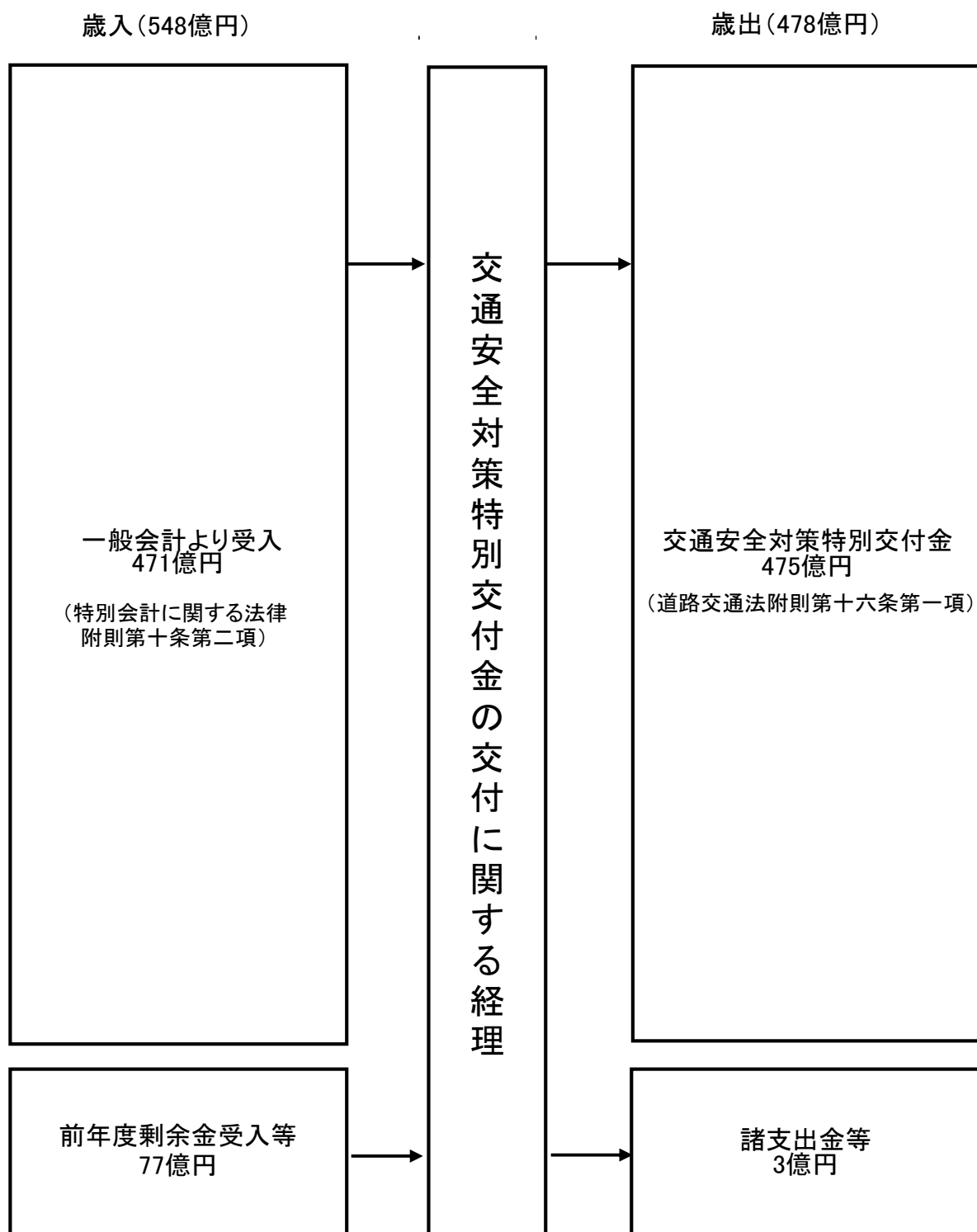
(4) 交通安全対策特別交付金

交通反則金収入を原資として地方公共団体へ交付

「交通安全対策特別交付金」についてのお問い合わせ先

警察庁交通局交通企画課法令係 TEL 03-3581-0141(代表)

交通安全対策特別交付金の交付に関する経理の資金フロー（令和7年度予算）



- (注1) 歳入と歳出の差額 70億円→令和8年度の交通安全対策特別交付金等の財源となる。
(注2) 各計数は、単位未満を四捨五入したものであり、合計数が一致しない場合がある。

お問い合わせ先
警察庁長官官房会計課予算係
TEL 03-3581-0141(代表)